



資料No.3

令和7年6月2日

報道各位

勝山市教育委員会 こども課

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

みだしの件について、下記のとおり新規事業を実施しますのでお知らせします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 概 要 | こどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対し保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する事業。 |
| 2. 対 象 者 | 保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満のこども |
| 3. 利 用 方 法 | 時間単位で利用（こども1人あたり月10時間以内） |
| 4. 使 用 料 | 1時間 300円（生活保護世帯、市民税非課税世帯、低所得世帯においては減免制度あり） |
| 5. 実 施 施 設 | まつぶんこども園、上野こども園、鹿谷保育園 |
| 6. 事業開始予定 | 令和7年6月1日 |
| 7. 利 用 方 法 | 利用には市のこども課に事前申請が必要となります。
詳細は、こども課または市のホームページでご確認ください。 |

問い合わせ先

教育委員会こども課 子育て支援係 担当 廣田・岩岡
TEL:0779-88-8771 FAX:0779-88-1120
e-mail:jidou@city.katsuyama.lg.jp

勝山市で R7 年 6 月から始まります！

こども⑨でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

○対象者

- ・ 保育所等に通っていない 0 歳 6 ヶ月～満 3 歳未満が対象

○利用方法

- ・ 月 10 時間の枠内で時間単位で柔軟に利用が可能

○利用料

- ・ 1 時間 300 円

※生活保護世帯、市民税非課税世帯、低所得世帯において減免制度がありますのでお問い合わせください。

○令和 7 年度実施施設

- ・ 上野こども園
- ・ 鹿谷保育園
- ・ まつぶんこども園

○利用方法

- ・ 利用には市こども課に事前申請が必要となります。
詳細は、こども課または市ホームページでご確認ください。



お問い合わせ先：
勝山市教育委員会こども課
勝山市元町 1-5-6 勝山市教育会館 2 階
電話番号 0779-88-8771

勝山市は、こども達の夢や希望を応援します。



こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・ 家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。
- ・ 年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支える

保護者にとって

- ・ 地域の様々な社会的資源(子育て支援等)につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります。
- ・ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。



一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいては得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

利用開始までの手順

1. 利用登録

- ・ 利用登録をこども課で行います。

2. 事前面談

- ・ 利用を希望する施設に直接申し込んでください。
- ・ 各施設で利用開始前の事前面談を行います。

3. 利用予約

- ・ 利用を希望する施設に直接申し込んでください。

4. 利用開始

- ・ 施設で利用料をお支払いください。